

平成30年12月14日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

） 殿

総務大臣

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の
臨時特例に関する法律等の施行について（通知）

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）が平成30年法律第101号をもって、また、特例法第8条の規定に基づく地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（以下「特例政令」という。）が平成30年政令第336号をもって、それぞれ12月14日に公布され、いずれも公布の日から施行されました。

特例法は、原則として平成31年3月から5月までの間に任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等について、原則として選挙の期日を平成31年4月7日及び同月21日に統一するとともに、これに合わせ、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等についても、平成31年については4月21日とすることとし、加えてこれらの選挙に適用されるべき特例を定めたものであり、特例政令は、これらの選挙の選挙人名簿の登録日その他公職選挙法（昭和25年法律第100号）等の特例等を定めたものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る特例法及び特例政令を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 選挙期日の統一に関する事項

1 期日が統一される選挙の範囲及び選挙期日

- (1) 平成31年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては平成31年4月7日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月21日に統一することとされた。ただし、同年3月30日以前に任期が満了するもので、当該任期満了による選挙を同年2月28日以前に行う場合及び当該任期満了による選挙を公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされた（特例法第1条第1項関係）。
- (2) 平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、(1)に規定する期日とすることができることとされた。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の選挙管理委員会にあつては同年1月6日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月20日までに、その旨を告示しなければならないこととされた（特例法第1条第2項関係）。
- (3) 統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（(1)の地方公共団体の議会の議員又は長（すなわち、平成31年3月1日から同年5月31日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長）であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び(2)の地方公共団体の議会の議員又は長（すなわち、平成31年6月1日から同月10日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長）であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものをいう。(4)において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成31年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条第1項各号に掲げる告示日前5日までに始まるときは、当該選挙の期日は、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては同年

4月7日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月21日とすることとされた。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされた（特例法第1条第3項関係）。

ア 本項において「任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、主に地方自治法第78条若しくは第178条第1項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第114条若しくは第116条の規定に該当するに至った場合又は同法第109条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合をいう。

イ 「公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成31年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条第1項各号に掲げる告示日前5日までに始まる時」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、平成31年2月20日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月8日まで、町村にあつては同月10日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第116条の規定による一般選挙又は同法第109条若しくは第114条の規定による長の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年2月10日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月8日まで、町村にあつては同月10日までの間に同法第34条第4項に掲げる通知を受けたときをいう。

(4) 統一選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、選挙を行うべき事由が生じた場合（市町村の設置による選挙の場合を除く。）において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成31年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条第1項各号に掲げる告示日前10日までに始まる時は、当該選挙の期日は、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては同年4月7日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月21日とすることとされた。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされた（特例法第1条第4項関係）。

ア 本項の規定は、その議会の議員又は長の任期が平成31年2月28日以前又は同年6月1日以後に満了することとなる地方公共団体（平成31年6月1日から同月10日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了する地方公共団体にあつては、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、特例法第

1条第2項後段の規定による告示がなされていない場合に限る。)のうち、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)による告示がなされていない地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合に関するものである。当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、同法第34条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)による告示がなされている地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合には適用されない。

イ 本項において「選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、地方自治法第78条若しくは第178条第1項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第114条若しくは第116条の規定に該当するに至った場合又は同法第109条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合のほか、同法第110条又は第113条の規定により議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙を行うべき事由が生じた場合を含むものである。

なお、市町村の設置があったことにより行われる設置選挙について本項の適用が除外されており、当該設置選挙は、同法第33条第3項の規定に基づき市町村の設置の日から50日以内に行うこととなるので留意されたい。

ウ 「公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成31年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条第1項各号に掲げる告示日前10日までに始まる時」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、平成31年2月20日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月3日まで、町村にあつては同月5日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第116条の規定による一般選挙、同法第109条若しくは第114条の規定による長の選挙又は同法第110条若しくは第113条の規定による議会の議員の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年2月10日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年4月3日まで、町村にあつては同月5日までの間に同法第34条第4項に掲げる通知を受けたときをいう。

(5) 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙(以下「統一対象再選挙」という。)又は補欠選挙のうち、同項の規定により選挙を行うべき期日が平成31年4月28日となるもの(すなわち、平成30年9月16日から平成31年3月15日までに選挙を行うべき事由が生じたもの)の期日は、同月21日とすることとされた(特例法第1条第5項関係)。

2 選挙期日を告示すべき日

特例法第1条の規定によって行われる選挙の期日は次の区分により告示しなければならないこととされた（特例法第2条関係）。

- | | |
|----------------------------|------------|
| ・都道府県知事の選挙 | 平成31年3月21日 |
| ・指定都市の長の選挙 | 平成31年3月24日 |
| ・都道府県等の議会の議員の選挙 | 平成31年3月29日 |
| ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 平成31年4月14日 |
| ・町村の議会の議員及び長の選挙 | 平成31年4月16日 |
| ・衆議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 | 平成31年4月9日 |
| ・参議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 | 平成31年4月4日 |

なお、本条の規定は、選挙の期日を告示すべき日を統一したものであるから、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（特例法第4条第2項の規定により同時に行われる都道府県及び指定都市の選挙にあつては、都道府県の選挙管理委員会）においては、必ず本条に規定する日に当該選挙の期日を告示しなければならないので留意されたい。

第2 同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い

公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成31年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しないこととされた（特例法第3条関係）。

これは地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成31年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、公職選挙法第34条の2の規定を適用しなくても、特例法第1条第1項の規定により、都道府県等にあっては同年4月7日に、市区町村にあっては同月21日に当該地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙を同時に行うことが可能であるためである。

第3 同時選挙に関する事項

1 同時選挙

特例法第1条の規定によって行われる都道府県の議会の議員の選挙と当該都道府県知事の選挙、市町村及び特別区の議会の議員の選挙と当該市町村及び特別区の長の選挙とはそれぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行うこととされ、指定都市の議会の議員又は長の選挙と当該指定都市を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙とは、同条第2項の規定により同時に行うこととされ

た（特例法第4条第1項及び第2項関係）。

- (1) 本条の規定により、これらの選挙は法律上当然に同時選挙として行われることとなるのであり、同時選挙として行うかどうかについての選挙管理委員会の決定を必要としないものである。なお、これに伴い、公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は適用がないこととされた。
- (2) 特例法第1条の規定によって行われる選挙以外にも同条の規定によらず任意に平成31年4月7日又は同月21日に行うこととなる選挙もありうるが、これらの選挙と他の選挙とを同時選挙として行うためには、公職選挙法第119条第1項又は第2項の規定により同時に行う旨の決定を要するので、留意されたい。

2 電磁記録投票法第14条第1項との適用関係

1の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（以下「電磁記録投票法」という。）第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の同時選挙の規定を適用しないこととされる選挙については適用しないこととされた（特例法第4条第3項関係）。

すなわち、電磁記録投票法第14条第1項においては、電磁的記録式投票を行う選挙と投票用紙を用いる選挙、又はともに電磁的記録式投票を行う選挙のうち都道府県の選挙と市区町村の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙と長の選挙については、同時選挙として行うことができないこととされているところであり、これらの選挙については特例法第4条第1項及び第2項の規定を適用しないものである。

3 特例法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い

特例法第1条第2項後段の規定により告示をした指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出ることとされた（特例政令第4条）。

これは、特例法第1条第2項の規定により平成31年4月7日又は同月21日に行うこととなる選挙についても、同法第4条の規定の適用があり、同時選挙として行われることとなるものであるが、都道府県の選挙管理委員会において、指定都市及び市区町村の選挙が統一選挙として行われるか否かについて、把握しておく必要があるためである。

第4 立候補の禁止に関する事項

平成31年4月7日又は同月21日に行われる選挙について、公職選挙法第87条

の重複立候補の禁止の規定が適用されるのは当然であるが、そのほか特例法第1条第1項から第4項までの規定により同月7日に行われる選挙（以下「第一統一選挙」という。）の候補者となった者又は公職選挙法第110条第4項の規定により第一統一選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法113条第3項の規定により第一統一選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、特例法第1条の規定により同月21日に行われる選挙（以下「第二統一選挙」という。）又は公職選挙法第110条第4項の規定により第二統一選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法113条第3項の規定により第二統一選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙の候補者となることも禁止されることとされた（特例法第5条第1項関係）。

また、特例法第5条第1項の規定により候補者となることができない者は、投票の無効原因に関する公職選挙法第68条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第3項（第2号に係る部分に限る。）並びに立候補の届出の却下等に関する同法第86条第9項（第3号に係る部分に限る。）、第86条の2第7項（第2号に係る部分に限り、同法第86条の3第2項において準用する場合を含む。）並びに第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により候補者となることができない者とみなすこととされた（特例法第5条第2項関係）。

- (1) 一たび都道府県の選挙に立候補した者が候補者たることを辞退した場合でも、本項の規定は適用される。
- (2) 本条において「当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区」とは、例えば、都道府県の議会の議員について一般選挙が行われる場合には、当該都道府県の全区域をいうものではなく、個々の選挙区をいうものである。したがって、A市の区域を選挙区とする都道府県の議会の議員の選挙の候補者となった者が、B市の選挙に立候補することは差し支えない。
- (3) 第一統一選挙において公職の候補者となった者が第二統一選挙（衆議院議員及び参議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙を含む。）における公職の候補者となることのみならず、これらの選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補欠選挙についても立候補の禁止の対象とされているので留意されたい。

第5 寄附等の禁止期間に関する事項

1 寄附等の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により平成31年4月7日又は同月21日に行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項の「期間」及び同法第199条の5第1項から第3項までの「一定期間」とは、同条第4項の規定にかかわらず、選挙の期日前90日に当たる日からその選挙の期日までの間とすることとされた（特例法第6条関係）。

本条にいう「選挙の期日前90日に当たる日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては平成31年1月7日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月21日をいうものである。

2 特例の適用除外

1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされた（特例法第7条関係）。

- (1) 平成31年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- (2) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月20日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月20日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
- (3) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月20日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月20日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について特例法

第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の長の任期満了による選挙に限る。)

- (4) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙(都道府県等であつて、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月6日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの(都道府県等であつて、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月6日のいずれか早い日において、当該都道府県等の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

ア 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が平成31年4月7日又は同月21日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る寄附等の禁止期間については、同法第6条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

イ (1)の市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、平成31年2月28日以前に執行することもありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が同法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項の「期間」及び同法第199条の5第1項から第3項までの「一定期間」については、同条第4項に規定する期間となるものである。

ウ (2)から(4)の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行うことがありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項の「期間」及び同法第199条の5第1項から第3項までの「一定期間」については、同条第4項に規定する期間となるものである。

第6 選挙人名簿に関する事項

1 登録の基準日及び登録日

- (1) 特例法第1条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の選挙時登録については、以下のとおり、同法第2条第1項各号及び第2項各号に定める告示日の前日を基準日として告示日の前日にそれぞれ登録することとされた（特例政令第1条関係）。
- ・都道府県知事の選挙 平成31年3月20日
 - ・指定都市の長の選挙 平成31年3月23日
 - ・都道府県等の議会の議員の選挙 平成31年3月28日
 - ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成31年4月13日
 - ・町村の議会の議員及び長の選挙 平成31年4月15日
 - ・衆議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 平成31年4月8日
 - ・参議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙 平成31年4月3日
- (2) 特例法第1条の規定により行われる選挙の場合における選挙人名簿の登録は、(1)によらなければならないものであって、これと異なる基準日を選挙管理委員会において別に定めることはできないものである。

2 登録の移替え

特例法第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙について、市町村及び特別区の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えをしないことができる期間は、選挙の期日前60日から、その選挙の期日までの間とすることとされた（特例政令第1条関係）。

- (1) 本条にいう「選挙の期日前60日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあっては平成31年2月6日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあっては同月20日をいうものである。
- (2) 平成31年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長については、当該任期満了による選挙を同年2月28日までにを行うために選挙期日を告示することができる日を経過するまでの間は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定がそのまま適用されるものである。

第7 直接請求の署名収集の禁止期間に関する事項

1 直接請求の署名収集の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により選挙が行われることとなる場合において、当該選挙が行われる区域内において直接請求のための署名の収集が禁止される期間は、当該選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間

とされた（特例政令第2条関係）。

本条の規定により署名の収集が禁止される期間は、例えば、市区町村の区域において、平成31年4月7日に当該都道府県の選挙が行われ、かつ、同月21日に当該市区町村の選挙が行われる場合には、当該区域内においては、同年2月6日から同年4月21日までの間となるものである。

2 特例の適用除外

1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされた（特例政令第3条関係）。

- (1) 平成31年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- (2) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月19日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
- (3) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月19日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）
- (4) 平成31年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙（都道府県等であって、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月5日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるも

の（都道府県等であって、当該都道府県等の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

ア 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が平成31年4月7日又は同月21日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間については、特例政令第2条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

イ (1)の市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、平成31年2月28日以前に執行することもありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

ウ (2)から(4)の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行うことがありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

第8 その他

特例法及び特例政令は、公布の日から施行することとされた（特例法附則及び特例政令附則関係）。

以上